

祖父母等と同居している世帯の市町村民税額の取扱いについて

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の決定にかかる階層認定および副食費徴収免除の判定については、国の規定等に基づき、父母の当年度の市町村民税額（4月から8月分は前年度の市町村民税額）をもとに決定します。

ただし、幼稚園・保育所・認定こども園を利用している児童が、父母のほか、祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていると認められない場合は、以下の基準により祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

父または母のいずれかの前年（4月から8月分の場合は前々年）の収入金額等が基準額より多い場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

- ① 父母の収入金額等が基準額以下
- ② 同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える

基準額	
収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
103万円	48万円

※ 収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※ また、祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定の算定対象に含むことになります。

○ 祖父母等から父母に算定対象者を変更することができます。

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）をした後、父または母の収入が、今後において上記基準額を超えることが見込まれる場合は、階層認定の算定対象者を祖父母等から父母に変更することができます。

この場合、直近3か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。

※ 算定対象者の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

※ 内容により提出する書類が異なりますので、あらかじめお問合せください。

■ 問合せ先

◎ 函館市福祉事務所

子どもサービス課（認定・入退所担当） TEL 21-3270

恵山福祉課 TEL 85-2335

南茅部福祉課 TEL 25-6045

